



あずさ監査法人

エージー インサイト

# AZ Insight

AZSA / KPMG NEWS LETTER

Volume

13

2006  
February

会社法はこうなる～「会社法」現代化のポイント～〈機関設計〉  
企業会計基準委員会の最新動向について (2)  
日本における内部統制制度の現状 (1)

会計トピック①

# 会社法はこうなる～ 「会社法」現代化のポイント～〈機関設計〉

日比谷パーク法律事務所 弁護士 松山 遙

会社法では、現行の有限会社が株式会社に一本化され、株式会社における機関設計の柔軟化が図られました。また、各機関（取締役・取締役会・監査役）および会計監査人に関する規律も改正されるとともに、新たに会計参与という機関が新設されました。

**Q 1** 株式会社において株主総会以外の機関設計につき柔軟化が図られたのは、どういう趣旨にもとづくのでしょうか。

## 1. 会社区分の見直し

現行法は、出資者が間接有限責任を負う会社類型として、株式会社と有限会社の2類型を設け、株式会社には株主総会・取締役会・監査役という機関設計を置くことを強制する一方で、有限会社には取締役会を設置せず、監査役を任意設置としています。また、株式会社については、その規模（資本金および負債の額）に応じて大・中・小会社に区分し、一定の規制（たとえば、大会社については監査役会を設置し、会計監査人を選任すること）を設けています。このように、現行法では、株式会社か有限会社か、あるいは株式会社の資本等の規模に応じて、一定の機関設計を採用することが義務づけられています（例外として、委員会等設置会社やみなし大会社など）。

しかし実際には、株式会社においても株式の譲渡制限を設けることが許容されているため、本来は有限会社となるべき非公開的な会社の多くが、株式譲渡制限を設けて株式会社となってしまう、商法上定められた株式会社としての規律を遵守せず、形骸化させているのが実情です。

このように、現行法の下では実態と法規制とが乖離してしまっているため、今回の改正では、実態に見合った規律を受けるように機関設計等に関する規律を柔軟化することとしたのです。具体的には、実務上あまり活用されていない有限会社法制を廃止して株式会社法制に一体化させうえて、株式会社を株式譲渡制限の有無（公開・非公開）\*、会社の規模（大会社・中小会社）という2つの基準で4つの類型に区分し、それぞれの類型ごとに会社の実態に合わせて機関設計を選択できることとしました。

その概要は、図表1のとおりとなります（会326、327、328）。

\* 会社法では、その発行する全部または一部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について株式会社の承認を要する旨の定款の定めを設けていない会社を公開会社と定義されており（会2⑤）、機関設計の柔軟化を考えるうえでの株式譲渡制限の有無の基準についても、すべての株式について譲渡が制限されているかどうかによって判断されることになる。

図表1 ■ 会社区分と選択できる機関設計

	大会社（会計監査人設置強制）	大会社以外	
		会計監査人任意設置	会計監査人非設置
非譲渡制限 （取締役会設置強制）	取締役会＋監査役会＋会計監査人（十会計参与） 取締役会＋3委員会＋会計監査人（十会計参与）	取締役会＋監査役＋会計監査人（十会計参与） 取締役会＋監査役会＋会計監査人（十会計参与） 取締役会＋3委員会＋会計監査人（十会計参与）	取締役会＋監査役（十会計参与） 取締役会＋監査役会（十会計参与）
譲渡制限	取締役会設置	取締役会＋監査役＋会計監査人（十会計参与） 取締役会＋監査役会＋会計監査人（十会計参与） 取締役会＋3委員会＋会計監査人（十会計参与）	取締役会＋監査役（十会計参与） 取締役会＋監査役会（十会計参与） 取締役会＋会計参与
		監査役＋会計監査人（十会計参与）	（監査役） （会計参与） （監査役＋会計参与）

## 2. 公開・非公開という株式の譲渡制限の有無による基準

公開的な会社と非公開的な会社の最大の違いは、株主・社員が頻繁に変動することを予定しているかどうかという点にあります。

公開的な会社では、不特定多数の株主から出資を受けることにより大きな資本を集め、それを経営者が事業に投じて利益を産み出し、株主に対して配当するという仕組みを予定しています。ここでは、株主は出資を通じて会社を「所有」しているだけであり、実際に「経営」を担う経営者とは分離されています（所有と経営の分離）。そこで、経営者の暴走を監視するための仕組みが必要となります。現行の商法第2編に定められている株式会社に対する規律の多くは、この監視のための仕組みといえます。

これに対し、非公開的な会社とは、社員の変動を原則として予定しておらず、比較的少数の社員がお互いに出資して事業を行うという形態です。そこでは、社員自身が経営を担うことが多く、所有と経営が完全に分離されていません。したがって、経営に対する監視も社員総会を通じて直接社員が行うことが可能です。そこで、現行の有限会社法では、このような非公開的な会社の特性に合わせて、取締役会を設置せず、監査役も任意設置として、柔軟な機関設計を認めていました。

このように、現行法では、公開的な会社向けの機関設計として株式会社、非公開的な会社向けの機関設計として有限会社を想定していたのです。

しかし、多くの会社は譲渡制限を設けて株式会社という類型を選択していたため、有限会社法の定める非公開的な会社のための設計は、残念ながら活用されていませんでした。

そこで、会社法では、有限会社法を廃止し、株式会社と有限会社の区分をなくして株式会社に一本化するとともに、株式会社を公開・非公開会社に分けて、非公開会社においては、従前の有限会社のように取締役会や監査役の設置につき任意に選択できるように柔軟化することとしたのです。このように、会社法の下では、公開・非公開の区分により、ガバナンス強化のための機関設計をどこまで強制するかが異なることになります。

## 会計トピック①

具体的には、非公開会社の場合には、取締役会を設置するかどうかを任意に選択することが許容されていますが、公開会社では取締役会・監査役を設置しなければならないとされています(会327 I、II)。

### 3. 大会社・それ以外の会社という資産規模による基準

現行法においては、大会社は、会計監査人を置き(商特2)、3名以上の監査役を選任してその半数以上を社外監査役とするとともに(商特18 I)、常勤監査役を置き(商特18 II)、監査役会を設置しなければならない(商特18の2)と規定されています。これは、会社の資産規模の大きい会社は取引先などの債権者が多く、正確な会計監査にもとづく情報開示が必至であるとの考えにもとづくものと思われまます。

しかし一方で、有限会社については資産規模に関係なく、機関設計に関する規律は緩やかとなっており、規制の趣旨が徹底されていませんでした。

そこで、会社法は、株式会社と有限会社を一体化させようとして、資産規模による基準は会計監査人の設置強制の有無を区分するものと位置づけ、大会社については会計監査人の設置を強制することとしました。

具体的には、大会社については公開会社でなくとも会計監査人を置かなければならず(会328 II)、会計監査人設置会社(委員会設置会社を除く)は監査役を置かなければならないとされています(会327 III)。さらに公開・大会社では監査役会および会計監査人を置かなければならない(会328 I)とされています。

**Q2** 取締役・取締役会については、どのような改正がされたのでしょうか。

#### 1. 取締役について

##### ① 欠格事由の範囲の見直し

現行法では、a. 成年被後見人または被保佐人、b. 破産手続開始決定を受けて復権していない者、c. 商法、特例法、有限会社法または中間法人法に定める罪により刑に処せられ、その執行を終わった日または執行を受けないことになった日から2年を経過していない者、d. 前号に定める罪以外の罪により禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたは執行を受けないことに至るまでの者(ただし、執行猶予中の者を除く)は、取締役になることができません(商254/2、有32)。

これに対し、会社法では、破産者に早期の経済的再生の機会を与えるべく、破産者を取締役の欠格事由からはずす一方(会331 I 参照)、現行法に定められている法律(商法、特例法、有限会社法および中間法人法)以外にも、証券取引法、民事再生法、会社更生法などの罪を「c. 会社法秩序を破った者に関する欠格事由」に追加して、厳しい取扱いをすることとしています(会331 I ③)。

##### ② 定款による資格制限

現行法では、株式会社では定款によっても取締役の資格を株主に限ることはできませんが(商254 II)、有限会社では定款で取締役の資格を株主に限ることも許容されています。

これに対し、会社法では、原則として、定款で取締役の資格を株主に限定することは許されないが、非公開会社に対してはかかる資格制限も許容することとし(会331Ⅱ)、非公開的な運営を認めることとしました。

### ③ 取締役の解任要件

現行法では、株式会社においては取締役を解任するためには株主総会の特別決議が必要ですが(商257Ⅱ)、有限会社では普通決議で足りるとされています(有32で商257Ⅱを準用せず)。

これに対し、会社法では、非公開会社に限らずすべての会社について、原則として取締役の解任決議の要件を普通決議とすることとしました(会341)。ただし、累積投票によって選任された取締役の解任要件については、特別決議が必要とされています(会309Ⅱ⑦)。そのほか、定款で取締役の解任要件を加重することは可能と解されます(会341のカッコ書き参照)。

### ④ 取締役の員数

現行法では、株式会社では取締役を3人以上選任し(商255)、取締役会を設置しなければならない(商260参照)とされていますが、有限会社では1人または数人の取締役を選任すれば足り(有25)、取締役会という機関は設けられていません。

そこで、会社法では、取締役を3人以上置かなければならないのは取締役会設置会社に限ることとし(会331Ⅳ)、取締役会を設置していない非公開会社においては、従前の有限会社と同様、取締役1名でも足りることとしました(会326Ⅰ)。

### ⑤ 取締役の任期

現行法では、株式会社の取締役の任期は2年を超えることはできませんが(商256Ⅰ)、有限会社の取締役の任期の制限はありません。

そこで、会社法では、原則として取締役の任期を2年としつつ(会332)、非公開会社においては定款の定めにより任期を10年まで伸長できることとしました(会332Ⅱ)。

### ⑥ 取締役の競業取引・利益相反取引の承認機関

現行法では、株式会社において取締役が競業取引・利益相反取引を行う場合には取締役会の承認を要するとされており(商264Ⅰ、265Ⅰ)、有限会社においても、取締役が競業取引・利益相反取引を行う場合には社員総会の特別決議が必要とされていました(有29Ⅰ、Ⅱ、30)。

会社法では、有限会社と株式会社を一本化して取締役会を設置しない株式会社を容認することになったことに伴い、各取引の承認手続(機関および決議要件)について、取締役会設置会社では取締役会の承認決議(会365Ⅰ)、取締役会を設置しない会社では株主総会の普通決議(会356Ⅰ)を要することとしました。取締役会を設置しない会社については、従来の有限会社と同様に株主総会の承認を必要とするが、特別決議ではなく普通決議で足りるとして要件を緩和したものです。

### ⑦ 競業取引規制における介入権の廃止

現行法では、取締役が承認を得ることなく自己のために競業取引を行った場合には、取引の時より1年間、取締役会はこの取引を会社のため

## 会計トピック①

に行ったものとみなすことができると規定されていましたが(介入権。商264Ⅲ、Ⅳ、有29Ⅲ、Ⅳ)、会社法では、損害額の推定規定(会423Ⅱ)があれば足りるとして、介入権の規定は廃止されました。

### ⑧ 取締役の会社に対する責任の過失責任化

商法では、現行の監査役設置会社の取締役の会社に対する責任について、①違法配当(商266Ⅰ①)、②株主の権利行使に対する利益供与(商266Ⅰ②)、③役員貸付(商266Ⅰ③)、④利益相反取引(商266Ⅰ④)、⑤法令・定款違反(商266Ⅰ⑤)という5つの類型を定め、①から④については原則として無過失責任と規定されています。

この無過失責任の規定は厳格に過ぎるという批判も多く、平成14年の商法改正により委員会等設置会社制度が導入された際、委員会等設置会社の取締役の会社に対する責任については原則として過失責任(ただし、②を除く)と規定されました。しかし、監査役設置会社の取締役については上記のとおり無過失責任のままであったため、両者の間で齟齬が生じていました。

そこで、会社法では、委員会設置会社以外の会社についても、責任類型を整理し直すとともに(役員貸付責任の類型の削除など)、取締役の会社に対する責任を原則として過失責任とすることとしました(会423等)。

また、現行法のみなし・推定規定(商266Ⅱ、Ⅲ)についても見直すこととし、取締役会決議に参加して議事録に異議をとどめていない場合には当該決議に賛成したものと推定する規定(会369Ⅴ)は維持したものの、決議に賛成した取締役はその行為をしたものとみなす規定については削除することとしました。

### ⑨ 補欠取締役の選任

現行法の下でも、社外取締役の補欠者の予選は認められていましたが(平成15年4月9日付法務省民商第1079号)、今回の改正で、かかる解釈が法文化され、補欠の役員を選任することができると規定されました(会329Ⅱ)。

### ⑩ 登記制度の見直し

会社法では、現行法における共同代表取締役制度(商261Ⅱ、有27Ⅲ)を代表権限の内部的な制限であると位置づけ、これを登記事項から削除することとしました。同様に、共同代表執行役(商特21の15Ⅱ)、共同支配人(商39Ⅰ)についても登記事項から削除しました。

また、社外取締役の登記(商188Ⅱ⑦/2)についても、一律に登記を義務づけることを取りやめ、①特別取締役による議決の定めがある場合(会911Ⅲ21)、②委員会設置会社である場合(会911Ⅲ22)、③定款の定めにもとづく責任軽減契約を締結している場合(会911Ⅲ25)など、法がその選任を要求しているか、社外取締役等であることが要件とされている場合にのみ登記すべきこととしました。

## 2. 取締役会について

### ① 書面決議

現行法では、取締役会は会議体であることを重視し、書面による持回

り決議をすること(書面決議)は認められないと解されていました。

しかし、企業のグローバル化が進むなか、取締役が一同に会する場を頻繁に設けることは困難であるという実態を受けて、会社法では、定款で定めることにより、取締役会における書面決議を許容することとしました(会370)。

## ② 決議事項

現行法では、①重要な財産の処分および譲受、②多額の借財、③支配人その他の重要な使用人の選任・解任、④支店その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤その他の重要な業務執行のほか(商260Ⅱ)、商法により取締役会の権限とされた各事項(譲渡制限株式の譲渡承認、定款授權による自己株式の取得、代表取締役の選任、取締役の競業取引・利益相反取引の承認、社債の発行など)については、取締役会の専決事項とされています(商260Ⅱ)。

会社法においても、その基本的な仕組みは変更されていませんが、新たに「取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適性を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」(会362Ⅳ⑥)が取締役会の専決事項として規定されました。これは、いわゆる内部統制システムのことであり、従来は委員会等設置会社についてのみ構築することが義務づけられていたものですが(商特21の7Ⅰ②)、今回の改正により、大会社はすべて内部統制システムの構築を義務づけられることになりました(会348Ⅳ、362Ⅴ)。そして、取締役会設置会社においては、これが取締役会決議事項とされました(会362Ⅳ⑥)。

## ③ 特別取締役制度

現行法では、取締役の数が10名以上、そのうち1名以上が社外取締役である大会社またはみなし大会社において、取締役会決議により重要財産委員会を設置し、取締役会の専決事項のうち重要な財産の処分・譲受、多額の借財についての決定を重要財産委員会に委任することができることとされています(商特1の3;重要財産委員会制度)。

しかし、この制度は使い勝手が悪くほとんど活用されていなかったため、会社法ではこれを特別取締役制度と改め、一定の事項に関する決議要件の緩和規定として整理し直しました。具体的には、取締役会設置会社(ただし、委員会設置会社を除く)において取締役の数が6名以上、そのうち1名以上が社外取締役である場合には、取締役会の専決事項のうち重要な財産の処分・譲受、多額の借財について、あらかじめ選定した3人以上の取締役(特別取締役)により決議することができることとなりました(会373)。

## Q3 監査役については、どのような改正がされたのでしょうか。

### 1. 監査役の権限

現行法では、大・中会社の監査役は会計監査権限および業務監査権限を有するが(商274Ⅰ)、小会社の監査役は会計監査権限のみを有するとされ

## 会計トピック①

ています(商特25 I、有33/2 I)。

しかし、中小企業においても適正なガバナンス体制を義務づけることは必要であるため、会社法では、会社の規模に関わらず、株式会社の監査役は原則として業務監査権限および会計監査権限を有するものと規定しました(会381 I)。

ただし、小会社・有限会社における監査役は会計監査権限のみを有するとされている現状にかんがみ、非公開会社については定款の定めをもって監査役の権限を会計監査に限定することを認める一方(会389 I)、そのように監査役の権限を限定する場合には、監査役に代わり株主が直接業務を監査することができるように、株主の権限を強化することとしました。

具体的には、監査役を設置していない会社では、株主が直接業務監査を行うことができるようにするため、次のとおり、株主の権限を強化しています。

- ① 株主は、その権利を行使するため必要があるときは裁判所の許可を得ることなく取締役会の議事録を閲覧することができる(会371 II、III)。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、ただちに当該事実を株主に報告しなければならない(会357 I)。
- ③ 株主は、取締役が目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、取締役会の招集を請求することができ、当該取締役会に出席し、意見を述べることができる(会367)。
- ④ 株主の取締役の違法行為差止請求権の行使要件を、監査役の同請求権の行使要件と同じレベル(著しい損害が生ずるおそれではなく回復することができない損害が生ずるおそれ)に緩和する(会360 I、III)。

## 2. その他

### ① 監査役の任期

現行法では、株式会社における監査役の任期は就任後4年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとされています(商273 I)、有限会社においては監査役の任期に制限は置かれていません。

そこで、会社法では、監査役の任期につき、原則として従来どおり4年としつつ(会336 I)、非公開会社の場合には定款の定めにより任期を10年まで伸長できることとしました(会336 II)。

### ② 社外監査役の責任限定契約

現行法では、社外監査役について定款の定めにもとづく責任限定契約を締結してその責任を軽減することは認められていなかったのですが(商280で商266 ⑱を準用せず)、会社法ではこの点を改め、社外監査役についても、定款の定めにもとづき責任限定契約を締結してその責任を軽減することを認めました(会427 I)。

### ③ 補欠監査役の予選

現行法の下では、社外監査役の補欠者を予選することが認められています(平成15年4月9日付法務省民商第1079号)、会社法では、かかる解釈を法文化し、補欠の役員を選任することができることとされました(会329 II)。

**Q4** 会計監査人については、どのような改正がされたのでしょうか。

## 1. 会計監査人の任意設置の範囲

会社法では、みなし大会社制度が廃止され、大会社以外の株式会社についても会計監査人を置くことができるとされました(会326Ⅱ)。これに伴い、会社法では、いわゆる中会社・小会社の区別がなくなることになります。

## 2. その他

### ① 欠格事由

現行法では、監査法人の社員(公認会計士)の中に1人でも業務停止処分を受け、その停止期間を経過していない者があれば、その監査法人全体が会計監査人となることができないとされています(商特4Ⅱ④)。

これに対し、会社法では、当該欠格事由の規定が削除され、代わりに、公認会計士法の規定による欠格事由にもとづくものと規定されました(会337Ⅲ)。ただし、公認会計士法において、監査法人の社員が業務停止処分に相当する行為を内閣総理大臣は当該監査法人に戒告、2年以内の期間を定めた業務の全部・一部停止命令または解散を命じることができるとされ、監督官庁の監督により規制されることとなりました(会計士法30、34の21)。

### ② 会計監査人の報酬決定に関する監査役との関与

現行法では、会計監査人の報酬決定に関する規定はなく、実務的には代表取締役が会計監査人と交渉して報酬額を決定していました。

しかし、会社法では、会計監査人の経営陣からの独立性を確保するため、会計監査人の報酬を決定するには、監査役の過半数、監査役会または監査委員会の同意が必要とされることになりました(会399Ⅰ)。

### ③ 会計監査人の会社に対する責任

現行法では、会計監査人の会社に対する責任は株主代表訴訟の対象ではありませんでしたが、会社法では、株主代表訴訟の対象とされることになりました。責任の減免等については、社外取締役と同様の規制を受けることとなります。

### ④ 会計監査人が不適法意見を述べる場合等の措置

現行法では、会計監査人が不適法意見を述べている場合、計算書類につき株主総会の承認を要するとされています(商特16、21の31)。

会社法でもこの点は同様ですが、さらに、会計監査人が不適法意見を述べる場合あるいは監査のための必要な調査をすることができなかった旨を述べる場合には、決算公告においてその旨を開示しなければならないことになりました(会440Ⅰ)。

### ⑤ 会計監査人の登記

現行法では会計監査人の登記に関する規定はありませんが、会社法では、会計監査人を設置した旨および会計監査人の氏名または名称を登記することとされました(会911Ⅲ⑱)。

## 会計トピック①

**Q5** 会計参与とはどのような機関ですか。その資格・任期・職務・権限・責任等について、どのような定めが置かれたのでしょうか。

### 1. 新しく会計参与という機関を設置した趣旨

会計参与とは、取締役(委員会設置会社では執行役)と共同して、計算書類およびその附属明細書、臨時計算書類ならびに連結計算書類を作成する会社の機関です(会374 I)。

近年は、多発する企業不祥事等への反省から、会社における情報開示の正確性・透明性が重視され、会計監査人による監査の充実などの商法・証券取引法の改正が頻繁に行われています。しかし、大会社や上場企業ばかりでなく中小企業においても、計算書類の記載の正確性を担保することにより、株主・会社債権者の保護を図ることが重要です。

そこで、会社法では、主に会計監査人の設置されていない中小会社を念頭において、専門知識を有する公認会計士・税理士等の有資格者が、取締役・執行役と共同して計算書類を作成することにより、計算書類の虚偽記載等を防止してその正確性を担保し、もって会社の計算に対する信頼を確保することを目的として、会計参与制度を設けることとしたのです。ただし、会社法は、会計参与の設置を強制するものではなく、任意に設置できる機関としています(会326 II)。

### 2. 資格・任期・選解任の要件について

#### ① 会計参与の資格

会計参与は、公認会計士もしくは監査法人または税理士もしくは税理士法人でなければならない(会333 I)、監査法人または税理士法人が会計参与に選任された場合には、その社員の中から会計参与の職務を行うべき者を選定し、これを会社に通知しなければならないとされています(会333 II)。

また、株式会社またはその子会社の取締役、監査役もしくは執行役または支配人その他の使用人である者は会計参与になることはできません(会333 III ①; 兼任禁止)。

そのほか、欠格事由として、①業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者、②税理士法第43条の規定により同法第2条第2項に規定する税理士業務を行うことができない者については会計参与となることができないとされています(会333 III ②、③)。

#### ② 会計参与の任期

会計参与の任期については、取締役の任期に関する規定(会322)が準用されています。したがって、その任期は原則として選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までですが、非公開会社では定款の定めにより任期を10年まで延長できることになります。

#### ③ 会計参与の選任・解任の要件

会計参与の選任・解任についても、取締役の場合と同様であり(会329、339)、株主総会の普通決議によって選任・解任することができます。な

お、会計監査人の選任・解任については、監査役の同意が必要とされていますが(会344)、会計参与についてはかかる規定は置かれていません。ただし、会計参与は、株主総会において、その選任もしくは解任または辞任について意見を陳述する権利が認められています(会345 I)。

### 3. 職務・権限について

#### ① 会計参与の職務

会計参与は、取締役(委員会設置会社では執行役)と共同して計算書類を作成することが職務となります(会374 I、VI)。

そのために、会計参与は、計算書類を承認する取締役会には出席しなければならない、必要があるときは意見を述べなければならない一方(会376 I)、取締役等と同様、株主総会における説明義務も負うとされています(会314)。

また、会計参与報告を作成し(会374 I)、計算書類等および会計参与報告を所定の期間(各事業年度に係る計算書類等については定時株主総会の日の1週間前から5年間、臨時計算書類等については作成した日から5年間)備え置き、株主および債権者から閲覧・謄本交付請求があった場合には、これに応じなければならないとされています(会378 I、II)。会社とは別に会計参与のもとに計算書類を保管させ、株主および債権者の閲覧対象とすることで、作成後の計算書類の改ざん等を防止することを目的とするものです。

#### ② 会計参与の権限

会計参与には、当該会社の会計帳簿を閲覧・謄写請求する権利(会374 II)、当該会社もしくはその子会社に対して会計の報告を求め、業務および財産状況を調査する権利(会374 II、III)が認められています。

また、会計参与は、取締役と共同して計算書類を作成するにあたり、取締役の意見を異にする場合には、株主総会において自らの意見を述べることができます(会377 I)。

### 4. 会計参与の会社および第三者に対する責任について

会計参与の会社・第三者に対する責任については、社外取締役と同じ内容の規律となっています。

〒162-8551

東京都新宿区津久戸町1番2号

あずさセンタービル

TEL：03-3266-7500（代表）

FAX：03-3266-7600

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で下す適切なアドバイスに従ってください。

© 2006 KPMG AZSA & Co.,  
a Japanese member firm of KPMG  
International, a Swiss cooperative.  
All rights reserved.